

元同心肝煎

従事

県兵

元同心

従事補

元同心格

従事試補

元足輕

使丁

元警衛足輕

土工兵

(公文類聚 明治二年)

右の新職名のうち、軍監・大小半各隊長・嚮導・伍長・県兵・土工兵の系列は、いわゆる県兵の組織である。この県兵とは、四月、神奈川裁判所発足当時、旧神奈川奉行時代の警備兵のうち残留継続勤務に応じた者を編成した「警衛隊」のことで、神奈川府の時期には「府兵」とも呼ばれている。新政当初の横浜の警備には、肥前・紀州・肥後・阿州などの諸藩兵の一部が随時交代して関門とその外側の要地に配置されたが、これは応援警備の性格をもつと見てよく、関門とその内側、つまり関内の警備には、関門の守衛、巡邏、外国人の護送などの任に当たる警衛隊が中心となり、居留地取締局所属の雇外国人捕吏あるいは日本人中の定廻り役など、旧神奈川奉行時代の警備体制を存続していたものである。

警衛隊は、神奈川府の時期には「府兵」五百人が、「英式伝習」の訓練をうけていた。このように強力な警備隊を保持しているのは、在留外国人の保護の必要があったからで、同年八月に出された府県兵廃止の布告をおこなった行政官は、神奈川府の立場を了解し府兵保持を承認している。

県兵は、府兵―すなわち警衛隊の再編成をしたものではあったが、これとともにその警備範囲は、関内にとどまらず、根岸・本牧・川崎・金沢・浦賀・横須賀・鎌倉・藤沢・平塚・馬入川・酒匂川その他、県の管轄区域である十里部内を巡邏することとしている。

明治二年四月、行政官は再び府県兵禁止の通達を出した。このときもまた、神奈川県は特殊事情を訴えているが、翌三年一

月、県は「取締見廻役」の一隊を設けた。「取締」(ポリスの訳語)というようにこれは警察官のことで、県兵や史生・使部・駆使などという下級の県官から選抜して編成した。その後、全国の兵権が中央の兵部省に統一されるに及んで県兵は廃止される。すなわち、明治四年八月、県兵現員三百九十余人を三分の二に減じ、県兵の名称を廃して新たに「取締」と改めたのである。この取締制度が本県近代警察制度の第一ページをなすと言ってよいだろう。その翌月、九月には関門が廃止された。時勢が変わり、市街の警備は「取締」で十分であり、外國人は関門外へ往来するようになって、関門そのものの存在意義がなくなつたからである。

総督・知 外国官が開港場へその官員を派遣し、知事を兼務させるといふ構想を持ち、また、最初の「神奈川県職制」が**この外交**、れと同じ趣旨にたっていることは、それなりの現実的根拠のあることではあった。すでに述べたように戊辰戦争下の外交舞台は、政局の推移にもなつて兵庫・大坂から横浜に移り、列国外交団の要請に基づいて「裁判所」の開設となつたものであるから、東久世総督は横浜の治安維持の任に当たる政府の外交責任者であつた。このことはまた、彼が横浜問題のみならず、他のすべての外交交渉の任に当たることとなつたのである。

彼が横浜着任以来折衝した外交問題はきわめて多岐にわたつてゐるが、そのおもなものを拾つてみると、閏四月には、高札中の切支丹邪宗門の表現撤廃を要求する外国側の抗議、貨幣制度改革に関する外国側の申し入れ、旧幕府購入の甲鉄艦引取り交渉、列国の局外中立撤廃申し入れがあり、五月には、新潟開港に関する外国側の申し入れ、六月には列国公使へ大坂開港期日を一八六八年九月一日(戊辰七月十五日)と予定している旨を通知し、また茶・生糸輸出税改訂交渉期日に関する照会を行つており、七月には、スペイン、スウェーデン、ノルウェーとの通商条約締結交渉全権委員の通知(委員は小松帯刀のほか寺島・井関)、東北地方へ外国船の立寄禁止の申し入れ、九月には、江戸を東京と改称した旨の通知などがある。

さらに東久世が外国官副知事に転じ、寺島が知事に就任した後でも、十月、寺島は外国官から甲鉄艦引渡し交渉を命ぜられ、翌二年一月、横浜で調印された日独通商条約の日本側全権は、東久世・寺島および井関の三人であった。

その年の三月末、寺島は外国官判事に転じ、七月の職員令により外国官に代わって外務省が設置されると、沢外務卿の下で外務大輔に就任している。

三 県行政の発足

管轄区域 神奈川裁判所は神奈川奉行の行政事務を引き継いだのであったから、当然ながらその支配地を受けつぐことにな
の問題 った。ところで、神奈川奉行の支配地なるものは、幕府時代最後の年となった慶応三年の「神奈川奉行御預所村

高帳」によると、横浜町のほか戸部・太田・吉田の諸町、北方村・中村・根岸村・本牧本郷村・尾張屋新田・平沼新田・太田村など、開港場一帯の町村および神奈川町のほか青木・子安（東西）・新宿・鶴見・生麦・岡野新田・帷子・神戸・芝生・岩間・保土ヶ谷など、神奈川・保土ヶ谷両宿近傍の町村で、合計一万千三百二十石余となっている（資料編10近世(7)三八九文書）。

また、右のほか通商条約で定められた外国人遊歩規程の範囲、すなわち東は六郷川、西は酒匂川を限り、その他へは奉行所から陸路およそ十里の範囲の地をも管轄していた。

もとよりこの十里の範囲内には、藩領・幕領が混在していたから、その管轄権はただ外国人関係事項に限られていた。したがって、行政事務の引き継ぎにあたって、この十里の範囲の管轄権の授受は、前者の直接支配地の受け渡しとはちがって裁判所独自の判断で処理する権限を超えた性質をもっていた。

六月十二日、神奈川裁判所は江戸鎮台に対し、これまでの神奈川奉行支配と同様、十里四方を支配地とする旨、隣藩・代官へ布告するよう要請した。江戸は新政府による開城後、旧幕府の市政を一切接収するとともに、彰義隊反乱鎮圧後、鎮台府を設けて軍政をしき、六月二十八日、関東以東十三か国、駿河・甲斐・伊豆・相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・上野・下野・陸奥・出羽をその支配下におく旨を発令した。これは軍政区の意味をもつものであるが、これによって神奈川府もその管轄下におかれることとなった。そこで、十里四方の問題について、八月二十五日、鎮将府（七月十七日、鎮台府を鎮将府と改む）から改めて神奈川府に対して「神奈川十里四方、於其府可有支配事」と達せられ、これによって十里四方管轄が正式にきまり、神奈川府はここに神奈川奉行なみの管轄地をもつことになったわけである。しかしその管轄地に対する行政態度は、単なる外人関係事項を越えて、直接支配の意欲を示し、神奈川奉行時代とちがっていた。

すでに、神奈川府裁判所は、この達が下されるより先、翌々七月十九日に次のような通達をだしている。

覚

神奈川府最寄東へ六郷川西へ酒匂川ヲ限南北へ直経拾里を限り神奈川府ヨリ取締として肥後藩人数差出巡邏為致候間其旨心得若賊徒等立廻候先へ、右人数巡先へ及注進可請差函候

右之通申渡候間其旨心得右部内村々へは最寄宿方并親村等ヨリ早々及通候様可致候此廻状早々順達留村ヨリ可相返もの也

辰七月十九日

裁判所（印）

さて、この十里部内には、小田原・荻野山中・六浦諸藩をはじめ、前橋（上野）・佐倉（下総）・菊間（上総）・烏山（下野）・生実（下総）・西大平（三河）の各藩の所領の一部または全部を包含したほか、品川県管轄地をも含んでいた。日付は不明だが、同じ七月、民部省は神奈川府の上申にもとづいて神奈川十里四方の藩地・品川県管轄地の割替えを太政官弁官に上申してい

る。この事実はまた当時神奈川県が十里四方の範囲を行政管轄区域と考えていたことを示すものといつてよい。

民部省上申書にみられる各支配地の割替え案は、おそらく神奈川県からの提案と思われるが、その大綱は次のようなものである。

一、十里内の各藩・品川県管轄の分は、上地神奈川県管轄とする。

二、小田原藩は、本庁の近傍の高は少ないので、十里部内に入っている分はあっても、押切川を境としてその支配地に渡す。

三、上地諸藩のうち、小田原・荻野山中・六浦の三藩へは、即今代地相渡す。

四、その他の諸藩には、飛地合併の儀が追々出願の趣もあるので、目下取調中につき、追て代地を相渡す予定

(弁官宛民部省伺、「太政類典」第一編第六四卷)

しかし、この原案がどの程度実施されたものか、その後の処理経過については必ずしも明らかでない。

品川県は江戸外の代官支配地におかれた武蔵県から、明治二年二月分立したもので、武蔵国では入間、比企、高麗三郡を管轄して神奈川県と隣接していた。この地域は旗本領が多く、支配関係も複雑で、神奈川県とは多摩、六郷川が一応境界となっていたが出入りがあつて定かでない。武蔵県知事は最初旧幕府代官松村長為が当たり、その後肥前藩土古賀一平(定雄)が就任し、品川県知事は古賀が引き継いでいる。現在神奈川県内の川崎も明治元年末までは古賀一平の支配下にあり、二年一月から神奈川県裁判所の管轄となっている(小林孝雄『神奈川の夜明け』)。さらに上流の溝の口も二年のはじめごろまで古賀一平の管轄下にあつた。多摩、六郷川を境界としても、実際には変遷がある。このように品川県の管轄区域に江戸周辺のために複雑である(『品川区史』、同資料編別冊一)。品川県のことは本史の論外であるから言及しないが、ともかく地域的に隣接してい

るので、神奈川県の管轄の問題にも関連してくるのである。

明治初年以降、明治四年七月の廃藩置県に至るまでにも管轄区域に変遷があった。旧内務省地理局調査の『旧高旧領取調帳』（木村礎校訂）は、解題によると、この廃藩置県直後頃の県名で管轄関係が示されているとあるので、それによると、相模国では、三浦郡は神奈川県管轄、鎌倉郡はほぼ神奈川県であるが、烏山・生実両県管轄村が若干ある。このほか後に足柄県となった大住・愛甲・津久井三郡にも神奈川県管轄村がかなりある。つぎに武蔵国では、久良岐郡は六浦藩の所在地で五か村がある。橋樹・都筑両郡は神奈川県管轄といっている。複雑なのは多摩郡で、境域も広く、ここには葦山県・入間県の飛地がかなりある。このように管轄関係は複雑であったが、廃藩後十一月、新神奈川・足柄両県の成立で郡別の管轄が確定した。しかしその後、東京府との間で村々の管轄替えがなされている。

県政の発足

神奈川県開設当初は、神奈川奉行をそのまま継承して、外政局と内政局の二本だてとし、民政関係は内政局が担当した。この内政局が担当した県行政の開始はどのようなものであったろうか。

明治を迎えた神奈川奉行支配地は、隣接する小田原藩とともに東海道が貫通していたために京都新政府の東征軍の通路となったが、小田原藩はすでに恭順の意を表しており、幕府も同様であったので、その進軍はさしたる事もなく、東征軍の平和的江戸占領となったことは周知のとおりである。しかし、東征軍としては、何としても敵方の本拠に進入するのであったので軍政をもって地域の農商に臨んでおり、表面は平和的な支配権力の交代とはいえ、やはり庶民側にとってきびしいものがあった。橋樹郡川崎地方にも文久以降、農兵隊が組織されていた。東征軍の進駐の際には食料その他の徴発があり、また先鋒隊は警戒のために村の名主、寄場組合の惣代などの村方指導者を逮捕したり、また農兵隊切崩しのために農兵所持の農兵筒などの徹底的徴奪を強行したりした（小林孝雄『神奈川の夜明け』）。

この軍政は江戸攻略の手段であったので、江戸占領後は新政権の平時の民政実施へと展開していった。前述したように神奈川県奉行から、神奈川県裁判所、神奈川県府、神奈川県へと支配が移って新しい県政が開始したが、総督、知事等幹部以外の支配の機構、実務の役人はほとんど旧来と変わらなかった。

新県政として最も重大なことは、未曾有の激動期に際してこの地方の新政の推進を円滑たらしめるための治安維持と県下町方村方の民衆の掌握であった。とくに横浜は開港場で外国人居留地があることから、治安の問題がとくに重要であった。これには県兵が当たったことは別項に述べたとおりである。また文化面では郷学の設立などがある。

新政府下の各府県行政の統一整備が着手されたのは諸藩に対する「藩治職制」よりやや遅れて、明治二年二月の「府県施政順序」が最初であり、神奈川県に対してもこれが通達されたわけである。

これは十三か条からなり、租税額査定、戸籍、窮民救助、地方開発、小学校設立などの広範な内容にわたるものである。地方政治の大綱を指示したもので、その実施は容易でないから急速な実施を禁じ、地方の状況によって適宜施行すべきものとしている。そのとおりで、当時の地方農村の状況は幕末以来の継続であったから、神奈川県の場合も、当初はやはり旧来の支配機構を通じて行うほかなかったのである。

関東一円の農村には文政十年（一八二七）以来関東八州取締組織の下部として大小の村組合があつて、そのうちに寄場村組合が設けられ、それが廻状、触書布達などの行政組織となっていた（伊藤好一「神奈川県における大小区制の施行過程」―『駿台史学』一七号）。

神奈川県裁判所は旧奉行所から民政を引き継ぐと、この組織をそのまま受け継いで新県政を発足せしめている。当時の状況からこれを採用したものでそれがまた新県政の発足を円滑たらしめたのである。これは当時の管轄下の農村文書によって追跡で

きる。

たとえば、明治元年十二月に、神奈川県裁判所は神奈川十里四方郡内村々当県支配の通達を鎌倉戸塚宿では寄場役人惣代の名主庄右衛門をして各村々の大小惣代に対して「右之通御触書至来候間、其小組合村々え不洩様早々御触達し可被成候」と傳達せしめている。この寄場は寄場組合のことであるが、このほか明治四、五年ごろまでの県庁の布達文書はいずれも寄場役人宛のもので、農村支配が旧機構そのままである。このほか、銭貨の流通、宿場の伝馬所の人馬継立、賭博の禁止、貢租納入、外国人殺害犯人の搜索など様々な触書が伝達されている。

もう一つ具体例をあげると、三年九月天長節に関する太政官の触書を神奈川県庁が、戸塚宿組合大小惣代に通達し「横浜野毛町伊勢山御宮において御神事有之、御神酒被下候に付、宿役人一人宛惣代として可罷出旨触置候得共、尚、御布告之趣、小前末々迄厚相弁、此日に限り何事にも賑々敷御慶辰を可奉祝候、此触不洩様申通し、組合村々えは親村より及通達……」と命じている。新政謡歌の天長節の農村浸透をこのような形で行っていることで当時の地方政治の様相がほぼわかるのである（大和市『大和市史』5資料編近現代上）。

このような県行政は、四年七月の廃藩置県で一期を画し、同年末には全国が三府七十二県となって、十一月の「県治条例」によって県庁機構が一新された。

ついで、大区小区制、「学制」、「徴兵令」、地租改正等の新地方秩序の強行によって府県行政の近代化が行われた。神奈川県政の場合もこの一連の諸改革によって更新されるのである。

第三節 版籍奉還と諸藩の藩政改革

一 王政復古政変と小田原藩

藩主召命

小田原藩は、その所領が相模国の足柄上・下の両郡を中心に広がっており、足柄下郡を東海道が貫通していた。この足柄下郡は箱根山が大部分を占めており、その頂上の芦の湖畔に箱根宿の町並があつて、そのはずれに箱根の関がある。小田原藩はそういう地理的關係から、関東の表門を守護する大任をせおつていたのである。

明治元年（一八六八）そうそう、京都新政府の江戸征討の東海道軍の東下を迎えると、この箱根関所の守備をめぐつて、譜代藩であることから微妙な立場に追いこまれ、ついに一朝敵の立場に追いこまれた（明治維新期の小田原については、小田原市立図書館所蔵有信会文庫『近世小田原史稿本』その他藩政関係文書、資料編5近世(2)、片岡永左衛門『明治小田原町誌』、小島茂男『幕末維新期における関東譜代藩の研究』等によつた）。

小田原藩は天正十八年（一五九〇）、徳川家康の関東入部に際して、功臣大久保七郎左衛門中世が封ぜられたのがはじまりで、その後、阿部、稲葉二氏の城番時代を経て、貞享三年（一六八六）、再び大久保氏に復歸し、以来幕末の忠礼ただのりに至つた十一万三千百二十九石の関東の譜代大藩である。

忠礼は十三代に当たつたが、高松藩主松平頼胤の弟であつたので、前將軍徳川慶喜にとって従弟の關係であることから徳川宗家とは近親の間柄であつた。忠礼は安政六年（一八五九）、十三代忠懿ただのりの養子となつて加賀守に任ぜられ、奏者番を経て慶応



箱根町のようす

県史編集室蔵

三年（一八六七）九月、甲府城代となった。ところが、赴任の準備中の翌十月十四日、京都において將軍慶喜が大政奉還を行ったので、譜代の小田原藩はこれから激動の波にまきこまれるようになったのである。

慶喜から大政の奉還をうけた朝廷は、翌日これを許したが、奉還後の国政運用については、諸大名を召集し、衆議をつくしてこれを行うこととした。そこでまず、十万石以上の大名に上京を命ずることとなったので、十五日、小田原藩に対しても武家伝奏飛鳥井雅典から藩主大久保忠礼にその命が伝えられた。ところが忠礼は、たまたま甲府城代赴任の準備中であることを理由として、家老の加藤直衛を代理として上京せしめた。

譜代藩としてこの際京都の地を踏むことは、種々の苦難が予想された。そこで加藤直衛は十一月晦日入京すると、旧領地佐倉の現藩主堀田家ら諸藩の重役らと連絡をとり、また在京の老中板倉勝静を尋ねるなどしているが、もとより譜代諸藩としては、ただ手をこまねいて情勢を傍観しているよりほかなかった。京都の政情は刻々急転して翌十二月九日、討幕目的の王政復古の政変となり、ついで前將軍徳川慶喜

の大坂城移渡と目まぐるしい変転となった。加藤はこれを傍観しつつ在藩の家老渡辺了叟にこの有様をつぎのように報告している。二十一日付であるから辞官納地問題をめぐる薩摩討幕派と慶喜擁護の穩健派との暗闘の真最中で、加藤にもこれがどうなるかはつきりつかみかねた様子であるが、「公辺(慶喜)の御所置、是迄の処は乍恐些オホシ敷御恭順に過候様にも存居候処、左に無之、去る十八日に候哉、烈敷御奏聞書差出に相成候由」と書き、まず、「右にて御家門御譜代様方の御目的も相立恐悅の至り御座候」と譜代派としていささか溜飲をさげた思いを述べている。阿波その他十藩もこれに同調したので、「京都も薩長等の所置、何となく不落合の風聞も相聞え追々(慶喜派)御挽回之吉兆相願、雀躍之至りに御座候……」と反薩長の口氣をもらしている。これは譜代藩としての本心であろう。しかし、情勢もどうなるかわからないから、本藩としてはやはり「甲府御勤之廉にて御逃に相成候様祈居候……」と、あくまで事なかれ主義をとるように書いている。加藤はこのような考えからこの際、藩主の召命に応ずる上京は不得策としてその猶予を板倉閣老に運動した結果、小田原藩の希望どおりとなった(『近世小田原史稿本』)。

加藤報告にもあるように、小田原藩は譜代藩として親幕の底意を持ちながら逃げ腰の事なかれ主義の態度をとった。この曖昧さが後に藩論の動搖分裂をきたして箱根戦争を引き起こすようになったのである。情勢は右の加藤報告のようにならず、討幕派の押しによって、大坂城の慶喜軍の挙兵上京の結果、翌明治元年正月の鳥羽伏見の一戦となった。これは慶喜軍の大敗に帰して、慶喜の江戸敗走、さらに恭順と譜代派には逆潮となった。江戸城中には過激な主戦論もあったが、勝義邦(海舟)と大久保一翁の力で恭順方針に落ちつき、徳川家救済に力をいれることとなって、静寛院宮親子内親王・上野輪王寺公現法親王がその運動に立ち、また関東譜代諸藩の間にも主家の一大危機救済の動きがおこって、小田原藩もその幹部となった。

二 小田原藩の勤王声明

東征軍に協力の命

明治元二月七日、小田原藩主大久保忠礼に対し、京都二条城の太政官代において軍務職から「右此度、御親征ニ付、其藩、東海道出兵被仰付候間、国力相応之人数差出し、総督府指揮を受可申事」という命が下った（この違は『復古記』その他に見えず、有信会文庫本『近世小田原史稿本』下巻による）。これは江戸征討の政府軍の征東出兵命令であったから、小田原藩をして、いやおうなしに勤王か佐幕かの何れかに態度をきめなければならない重大な岐路に立たしめるものであった。

東海道征討軍の先鋒総督は二月中旬には名古屋に達した。それからさらに軍をすすめるのであったが、同月二十六日、参謀海江田信義は三河国日坂宿において小田原藩に対して「今般御親征被仰出候ニ付、橋本少将（実梁）殿、柳原侍従（前光）殿御先鋒之為副將被致東下候、右ニ付向後沿道之諸藩、為天下致勤王、被尽忠勤候哉、加賀守（大久保忠礼）始一藩勤王之存意ニ候ハ、其段重役中ヨリ御請書差出可申旨被申聞候事」と通達した（『復古外記・東海道戦記』刊本第九冊）。これは東征軍がいよいよ箱根を越えて関東関内に進軍することになるので、沿道の小田原藩その他の譜代藩の向背を確認するためであった。

小田原藩の態度は前記のごとく曖昧で、大勢順応であった。鳥羽伏見の戦によって形勢が一変すると、藩主忠礼は、江戸から甲府城代を免ぜられて箱根関門守備に専念を命ぜられると、その命には従わなければならなかった。しかし譜代である上「御家之儀は関東枢要之御国柄に付、世間に而も種々之風説仕候様子に而、心痛罷在候、何分にも土台之御条理は兎に角、宮